



医療・健康

国民健康保険

問 こども・保健課 保険係 ☎37-0345 FAX53-1106

わが国では、誰もが安心して医療を受けられるように、すべての人が医療保険に入らなければなりません。国民健康保険(国保)は、病気やけがに備えて加入者の皆さんがお金を出し合い、お医者さんにかかるときの医療費の補助などにあてる助け合いの制度です。

国民健康保険に加入する方

職場の健康保険・各種共済組合に加入している方とその家族、生活保護を受けている方以外は、国民健康保険に加入しなければなりません。

国民健康保険証

毎年8月1日更新となります。新しい保険証は簡易書留で郵送します。

なお不正防止のため実際の居住地と住民票が違う場合は、転送ができませんので、実際の居住地に住民票を移動するか、「送付先変更届」を役場こども・保健課保険係へ提出してください。

届出

国民健康保険は、職場の健康保険などとは違い、加入するときもやめるときも、加入者自らが届出をしなければなりません。下記のような場合には、14日以内に届出をしてください。

届出の際には、窓口に来られる方の本人確認ができるもの、世帯主及び被保険者の個人番号(マイナンバー)がわかるものがが必要です。また、別世帯の方が申請される場合は委任状も必要です。

	こんなときは手続きを	手続きに必要なもの
加入	他の市区町村から転入してきたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証(国保税軽減の場合あり)
	子供が生まれたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等資格喪失証明書
	生活保護を受けなくなったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証
	外国籍の人が加入するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳
脱退	他の市区町村へ転出するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保護廃止決定書
	職場の健康保険に加入したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 外国人登録証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証
	死亡したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国保と職場の健康保険の両方の保険証
	生活保護を受けるようになったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国保と職場の健康保険の両方の保険証
	外国籍の人がやめるとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証
		<input checked="" type="checkbox"/> 死亡を証明するもの
		<input checked="" type="checkbox"/> 保険証
	<input checked="" type="checkbox"/> 保護開始決定通知書	

(以下は広告スペースです)



くまび整骨院

受付時間

受付時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
AM 8:30~AM12:00	●	●	●	●	●	●	●	●
PM15:00~PM18:00	●	●	●	●	●	●	●	●
PM18:00~PM20:00	●	●	●	●	●	●	●	●

※但し、急ぎの方はこの限りにあらず

〒842-0032 神埼郡吉野ヶ里町立野500-16
TEL/FAX 0952-53-3788

ふるさわ接骨院

受付時間

受付時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
AM 8:30~12:00	●	●	●	●	●	●	●	●
PM 2:30~ 7:00	●	●	●	●	●	●	●	●

定休日/土曜午後・日曜・祝日

〒842-0033 神埼郡吉野ヶ里町豆田 1361-1
☎0952-52-4205
FAX0952-52-7061
E-mail: towa1104f@ybb.ne.jp
URL: http://furusawa-towa.com

ふるさわ接骨院 検索

TOWA SPORTS

スポーツ用品販売 トワ・スポーツ
〒842-0033 神埼郡吉野ヶ里町豆田 1361-1
☎0952-53-8655 FAX0952-52-7061



医療・健康

こんなときは手続きを		手続きに必要なもの
その他	町内で住所が変わったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証
	施設入所・入院などをするとき	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑
		<input checked="" type="checkbox"/> 保険証
		<input checked="" type="checkbox"/> 在所証明書(施設入所のみ)
就学のため、別に住所を定めるとき	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑	
	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証	
	<input checked="" type="checkbox"/> 在学証明書 <input checked="" type="checkbox"/> または学生証の写	
保険証をなくしたとき (あるいは汚れて使えないとき)	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 身分を証明するもの(使えなくなった保険証)	

医療費を全額負担したとき(療養費)

問 こども・保健課 保険係
☎37-0345 FAX53-1106

次のような場合に医療費を全額負担したときは、申請することで負担割合相当額を除いた額が療養費として支給されます。

➡ (1) やむを得ない理由で被保険者証を持たずに受診したとき

申請に必要なもの

- ・被保険者証
- ・全額を支払った医療費の領収証
- ・印鑑
- ・世帯主名義の振込先口座の通帳
- ・国民健康保険療養費支給申請書

➡ (2) 医師が必要と認めたコルセットなどの補装具代

申請に必要なもの

- ・被保険者証
- ・医師の証明書
- ・購入した補装具の見積書、請求書、領収書
- ・印鑑
- ・世帯主名義の振込先口座の通帳
- ・国民健康保険療養費支給申請書



70～74歳の方へ

高齢受給者証は被保険者証と一体化されました。被保険者証兼高齢受給者証には、お医者さんにかかるときの一部負担金の割合が記載されています。医療機関の窓口で提示してください。一部負担の割合は、生年月日や前年中の所得により下記のとおり異なります。負担割合は前年中の所得により判断しますので、毎年8月1日に見直しを行い、普通郵便でお送りします。

- ・(1) 住民税課税所得が145万円以上の70歳から74歳の国保被保険者が世帯にいる方…3割
- ・(2) 上記(1)以外…2割

主な給付

➡ 給付・貸付一覧

出産育児一時金

国民健康保険に加入している方が出産されたときは42万円を支給します。(病院への直接支払いです)

葬祭費

国民健康保険に加入している方が死亡されたとき葬儀を行った方に対し3万円を支給します。

高額医療費貸付事業

高額医療費として支給される予定額の9割(1,000円未満切捨)以内まで貸し付けます。



高額療養費の支給

問 こども・保健課 保険係

☎37-0345 FAX53-1106

ひと月あたり(月初から月末)に医療機関や薬局の窓口で支払う一部負担金は、世帯や個人の所得により自己負担限度額が設けられています。

限度額を超えて支払った分は、高額療養費の申請をすることで還付されます。

該当する世帯には、早くて診療月の2ヶ月後に「高額療養費支給申請書」を送付します。

申請の際には入院・外来全ての領収書が必要です。

領収書がない場合には還付できないこともありますので、国保加入者全員分の全ての領収書を必ず保管しておいてください。

限度額適用・標準負担額減額認定証について

入院や大きなケガで医療費が高額になるときは、あらかじめ「限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、限度額証)」の申請をしておけば、入院・(外来は、調剤薬局分も含みます)外来とも窓口負担がその世帯の限度額までとなります。限度額は世帯や個人の所得によって異なります。70歳以上の課税所得が145万円未満で住民税が課税されている世帯の方は「限度額証」は不要で、医療機関に住民税が課税されていることを伝えられますと、高齢受給者証を提示するだけで窓口負担は限度額までとなります。

国民健康保険税に滞納がある場合は認定が受けられなくなる場合があります。

申請をさせていただける方

- ・本人または同一世帯の方
- ・別世帯の方が申請される場合は、委任状(又は後見人の写し)が必要です。

申請に必要なもの

- ・免許証等、窓口に来られる方の本人確認ができるもの
- ・世帯主及び本人の個人番号(マイナンバー)がわかるもの
- ・世帯主の印鑑

申請場所

- ・三田川庁舎 住民課 住民係
こども・保健課より後日郵送します。
- ・東脊振庁舎 こども・保健課
即日発行します。

後期高齢者医療制度

問 こども・保健課 保険係

☎37-0345 FAX53-1106

75歳以上の高齢者を対象とする独立した医療制度として、平成20年4月に施行されました。運営は県内市町村(20市町)で構成する「佐賀県後期高齢者医療広域連合」が行います。

対象者(被保険者)

- ・75歳以上の方(75歳の誕生日から対象)
- ・65歳以上で一定の障がいがあると広域連合の認定を受けた方(認定を受けた日から対象)

身体障害手帳	・1級、2級、3級 ・4級の次のいずれか (1) 音声機能、言語機能の著しい障がい (2) 両下肢のすべての指を欠くもの (3) 1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの (4) 1下肢の機能の著しい障がい
精神障害者 保健福祉手帳	1級 2級
療育手帳	A(重度)
国民年金法等の 障害年金	1級 2級

被保険者証(保険証)

該当する方にはお知らせをし、一人ひとりに被保険者証を交付します。

窓口での負担(自己負担割合)

医療費の1割(現役並み所得者は3割)となります。現役並み所得者とは…同一世帯に住民税課税所得が145万円以上で後期高齢者医療で医療を受ける方がいる方。

保険料

後期高齢者の方一人ひとりが、負担能力に応じて公平に、保険料を負担していただくこととなります。年金が年額18万円以上の方の場合は、原則として保険料は年金からのお支払い(特別徴収)となります。それ以外の場合は個別に納めていただくこと(普通徴収)となります。

(以下は広告スペースです)



未来は、ミルクの中にある。
雪印メグミルク

株式会社 鶴田乳業

配送・商品に関する
お問い合わせはコチラ



TEL0952-52-3434
FAX0952-52-8554
受付時間 平日 9:00 ~ 17:00
(土・日・祝日は休み)

〒842-0031
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田273-1



交通事故(第三者行為による傷病)にあったときは

問 こども・保健課 保険係

☎37-0345 FAX53-1106

交通事故でケガをした場合、被害者(ここでの被害者とは過失割合にかかわらず吉野ヶ里町の被保険者のことを言います)に過失のない限りその治療費は加害者(相手方)が全額負担することが原則です。

従って保険証を使って治療を受けたときは、加害者が負担すべき医療費を国民健康保険が一時立て替えて支払い、あとから被害者に代わって加害者に請求することになります。

届け出がされないと、本来加害者が負担する分を国保が負担することになります。

また、届け出が遅れた場合も、加害者への請求が遅れ、医療費を回収できない場合があります。

そのため、国保を使って第三者による傷病を受けたときは速やかに届け出をしてください。

届け出に必要なもの

- ・第三者の行為による被害届
 - ・第三者の行為による被害届
 - ・事故発生状況報告書
 - ・念書兼同意書
 - ・誓約書(相手側で記入)
 - ・交通事故証明書(原本又は原本証明印が押された写し)
 - ・印鑑
 - ・人身事故証明書入手不能理由書…交通事故証明書の「照合記録簿の種別」が「物件事故」である場合のみ必要
- ※こんなときは国民健康保険証が使えません**
- ・仕事や通勤中の事故でケガをしたとき…労災保険の対象です
 - ・飲酒運転や無免許運転など自分の不法行為によりケガをしたとき



健康について

問 こども・保健課 健康増進係

☎51-1618 FAX52-8621

健康カレンダー

各種健診等(こども・成人)の年間予定については、町の広報誌「広報吉野ヶ里」4月号に折り込みで入れていますので、ご確認ください。

また、両庁舎住民課、きらら館にもございますので、ご利用ください。

集団健診・その他

健康診査

集団健診は、両健康福祉センターで次のとおり実施します。日程については、広報紙や健康カレンダーでお知らせします。

健康診査詳細

実施場所	東脊振健康福祉センター「きらら館」 三田川健康福祉センター「ふれあい館」	
実施内容	胃がん検診 肺がん検診 子宮がん検診 骨粗鬆症検診 若年健診 肝炎ウイルス検査	大腸がん検診 前立腺がん検診 乳がん検診 特定健診 結核健診

健康相談・訪問指導

個人の健康状態及び生活習慣に応じた個別健康指導を東脊振健康福祉センター「きらら館」で実施します。

健康福祉施設

東脊振健康福祉センター「きらら館」

住所:三津775

電話:51-1618



三田川健康福祉センター「ふれあい館」

住所:豆田1790

電話:52-7831





介護・福祉

介護保険

問 福祉課 福祉係

☎37-0343 FAX53-1106

介護保険制度は、介護を必要とする状態となっても、自立した生活ができるよう、高齢者の介護を国民みんなで支える仕組みです。また、できるだけ従来の生活が続けられるように、介護予防を通じて支援する仕組みでもあります。

要介護認定で「要介護」と判定された方には介護サービスが、「要支援」と判定された方には介護予防サービスが提供されます。40歳以上の方は、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、サービスの一部を支払ってサービスを利用します。

制度の運営主体（保険者）は、佐賀市・多久市・小城市・神埼市・吉野ヶ里町の4市1町で構成された佐賀中部広域連合（☎0952-40-1111）です

介護保険料の納め方

●第1号被保険者（65歳以上の方）

介護保険料は原則として、年金から差し引かれます。ただし、年金額が年額18万円未満の方等は、納付書により個別に納めていただきます。

●第2号被保険者（40歳から64歳までの方で医療保険に加入している方）

加入されている医療保険の保険料に上乗せして納めていただきます。

65歳以上の方（40歳～64歳までの要介護認定者を含む）の転入・転出の手続きは次のとおりです。

転入したとき	前住所地で要介護認定を受けていた方は、要介護・要支援認定新規申請手続きを行います。前住所地で発行された受給資格証明書が必要です。
転出したとき	要介護認定を受けている方には、新しい住所地で引き続き認定を受けるために受給資格証明書を発行します。

介護サービスを受けるためには

介護保険者（佐賀中部広域連合）に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

◎手続きの流れ

(1) 要介護認定の申請

サービスの利用を希望される方は、佐賀中部広域連合や、町の福祉課の窓口で認定の申請をしてください。本人または家族が申請するか、地域包括支援センター（おたっしゅ本舗）、または指定居宅介護支援事業者や、介護保険施設などに申請を代行してもらうこともできます。

【申請に必要なもの】

- ・認定申請書（申請窓口にて準備しています。）
- ・介護保険被保険者証
- ・健康保険被保険者証（第2号被保険者のみ）
- ・本人確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

申請には、主治医の氏名、医療機関名などを記入します。主治医がいない場合は窓口にご相談ください。

高齢者福祉

問 福祉課 福祉係

☎37-0343 FAX53-1106

➡ 長寿祝金

問 福祉課 福祉係 ☎37-0343 FAX53-1106

その年の4月1日から翌年3月31日までの間において、年齢が77歳・85歳・88歳・95歳に到達する者及び100歳の者で、その年の9月1日現在において1年以上町内に居住していると認められる方に長寿祝金をお送りしています。



介護・福祉

➡ 高齢者福祉サービス

高齢者が生涯をとおし、できるだけ住み慣れた地域や家庭で安心して暮らすことができるように、各種サービスを支援していきます。

各事業については、申請書等を提出して頂く必要があります。
詳しくは、担当までお問合せください。

事業名	対象者	内容	利用料
「食」の自立支援事業	65歳以上の一人暮らし・高齢者のみの世帯等で、老衰、心身の障害等のため調理が困難な方。	安否の確認を目的として、栄養バランスの取れた夕食を月～土曜日まで配達します。ただし、その回数については申請時の調査において個人毎に決定します。	1食あたり400円
おたっしやクラブ事業(訪問型)	65歳以上の一人暮らし・高齢者のみの世帯等で、軽度な生活上の援助が必要な方。 介護保険の要介護、要支援の方は利用できません。	掃除や洗濯、買い物等の家事支援を週1回・1時間を限度として行うサービスです。	一回につき200円
緊急通報システム事業	概ね65歳以上の一人暮らし・高齢者のみの世帯等で身体上慢性的な疾患等のため常時注意を要する状態にある方。	緊急ボタンを押すと警備会社に直通する機器を貸し出します。 固定電話回線が必要 です。	機器の貸出しは無料です(但し電池交換費用や利用に伴う通信費などは、ご利用者の負担となります)
紙おむつ支給事業	在宅の概ね65歳以上の高齢者で、常時失禁状態(日常的におむつが必要)にある方。 介護認定要介護3～5と判定された方。 町民税非課税世帯、生活保護を受給していない方、施設等に入所していない方。	紙おむつ等(テープ式・パンツ式・尿パッド)を現物支給します。	-
はり・きゅう等施術券交付事業	町内在住の満70歳以上の高齢者及び身体障害者手帳を持っておられる満60歳～69歳までの方。	はり、きゅう、マッサージ券の施術料1回につき1,000円の補助券を年24枚を限度として交付します。 施術券の交付は両庁舎住民課 です。	1回の発行は6枚迄です。
生活管理指導短期宿泊事業	概ね65歳以上の社会適応困難な高齢者。 介護保険の要介護・要支援の方は利用できません。	特別養護老人ホームに一時的に宿泊させて生活習慣の指導を行います。 1回の申請につき、7日間が上限です。	1日あたり1,730円
寝たきり高齢者等介護手当支給事業	寝たきり高齢者等を1年以上継続し、現に介護している方。	月額5,000円(4月・10月の2期にそれぞれ前月分までを支給する) 寝たきり高齢者が施設、病院に継続して一月を越えて入所、入院等されたときは、支給されません。	-

介護・福祉

(以下は広告スペースです)

通所リハビリテーション(デイケア)

担当の理学療法士や作業療法士とマンツーマンのリハビリ

担当の療法士と三人三脚でリハビリ セルフエクササイズ

訪問リハビリテーション

ご自宅や施設で出来る「訪問リハビリテーション」

このまま寝たきりにならないか心配... ときどき転倒する... 家族介護は負担が大きい...

ケアマネジャー事業所(居宅介護支援事業所)

介護保険に関するご相談や介護保険申請代行、医療機関との連携等

これまで通りの生活が続けられるよう皆様の健康生活をサポートします!

目達原整形外科(通所・訪問リハビリ、ケアマネ事業所)

神埼郡吉野ヶ里町吉田2900 0952-52-3117

社会福祉法人 吉野ヶ里町社会福祉協議会

笑顔・あったか・まちづくり

〒842-0033 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田1790 吉野ヶ里町三田川健康福祉センター「ふれあい館」内

TEL 0952-52-7831 FAX 0952-52-7832

ふっくら手づくり ぶたまんの店 安心安全な食材使用

営業日:月曜日～金曜日 営業時間:11:00～17:30
休業日:土・日・祝・年末年始等

★ぶたまん・菓子まんじゅうのお電話ご予約受け付けます
【手づくり工房なないろ】
〒842-0031吉野ヶ里町吉田56-19 (三田川小学校南)
☎0952-37-5730

運営

特定非営利活動法人吉野ヶ里 就労継続支援 B型事業所
【吉野ヶ里作業所】
〒842-0033 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田1791-3 (吉野ヶ里町総合福祉センターふれあい館敷地内)
☎/FAX 0952-53-2474
Mail: npo-yoshinogari@krb.biglobe.ne.jp

👉 地域包括支援センター(おたっしゃ本舗)

高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で安心して過ごしていただけるよう、介護・福祉・医療などさまざまな機関と連携し、総合的に支援するために設けられた、高齢者のみなさんのための相談窓口です。

保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などの専門職が中心となって、介護や福祉等に関する相談、高齢者の権利を守る取り組み、できる限り自立した生活ができるような支援等、さまざまな対応を行います。

電話	37-0344
FAX	53-1106
営業曜日	月曜日～金曜日
営業時間	8:30～17:15
定休曜日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)

認知症高齢者対策事業

問 福祉課 高齢者包括支援係
☎37-0344 FAX53-1106

吉野ヶ里町では、認知症になっても皆が安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、高齢者等の行方不明時の早期発見、保護などを目的とした地域の見守り体制整備に取り組んでいます。

👉 吉野ヶ里町認知症高齢者等見守り台帳事業

事業の内容

認知症などが原因で行方不明となるおそれのある高齢者の情報を事前に登録し、行方がわからなくなったときには、登録された情報をもとに捜索協力を行い、発見時の身元確認や家族への連絡を行うための制度です。行方不明時にスムーズな捜索活動、早期発見が期待できます。

登録の対象者(以下のすべてを満たす方)

- ・吉野ヶ里町に住み票があり居住している方
- ・認知症もしくは認知症の疑いのある方
- ・自力で外出することができ行方不明になる可能性がある方

👉 吉野ヶ里町認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

事業の内容

吉野ヶ里町が契約者となる個人賠償責任保険に加入することで、日常生活における偶発的な事故で被保険者またはご家族等が法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金の支払いを受けることができます。なお、保険料は全額を町が負担します。

登録の対象者(以下のすべてを満たす方)

- ・『吉野ヶ里町認知症高齢者等見守り台帳』に登録されている40歳以上の方
- ・在宅生活をしている方(在宅扱いとなる施設入所の方も含みます)
- ・要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」が、2A以上である方(申請後に町で確認します)

👉 もの忘れ相談室

認知症やもの忘れに不安のある方を対象に、月に1回、肥前精神医療センター医師(認知症専門医)による相談会を実施しています。1回に3人を対象とし事前予約制となっています。

👉 認知症カフェ

認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、誰もが気軽に参加できる「集いの場」を町内数ヶ所の福祉施設等で、実施しています。開催場所、日程等は毎月発行される広報よしのがりでご確認ください。

👉 認知症サポーター養成講座

町では、認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る応援者(サポーター)を地域に増やすことで、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を進めています。

認知症サポーター養成講座(約1時間半)を受講した方がサポーターとなります。

認知症についての基礎知識や、認知症の人への対応方法などを学ぶため、地区の公民館や職場、学校やサークルなど様々な場所へ講師が出向き、認知症サポーター養成講座を開催します。受講希望の方は、申込みが必要です。

介護予防事業

問 福祉課 高齢者包括支援係
☎37-0344 FAX53-1106

👉 おたっしゃクラブ事業(通所型)

対象者: 概ね65歳以上の高齢者
※介護保険の要介護、要支援の方は利用できません。

内容: 町民憩いの家において、レクリエーション、趣味活動、入浴、昼食等を週1回利用できます。また、運動や脳トレーニングなどの介護予防プログラムも実施します。

※送迎あり

利用料: 1日950円(昼食代、入浴代を含む)

👉 認知症・介護予防教室

対象者: 概ね65歳以上の高齢者
内容: きらら館やふれあい館、地区の公民館等において、認知症・介護予防の教室を開催しています。

教室開始時には、各家庭にチラシを配布します。

参加費: 無料(ただし、材料費等は実費徴収)

➡ 地域の通いの場(高齢者による自主活動クラブ)の創設支援

高齢者が身近な地域において気軽に参加できる交流の場を「通いの場」とし、自主的な健康づくりや生きがい活動を行う場を確保するとともに、高齢者の社会参加及び介護予防、地域における支え合い活動を支援しています。

	地区名	クラブ名	開催日	時間
三田川校区	萩原	萩健クラブ	第2・4水曜日	9:30~11:30
	乙ノ馬手・下藤	乙姫クラブ	第1・3月曜日	9:30~11:30
	上豆田	まめまめクラブ	第1・3火曜日	9:30~11:00
	目達原	メタバル健康クラブ	第1・3木曜日	13:30~15:00
	苔野	苔野元気クラブ	第2・4月曜日	9:30~11:30
	鳥ノ隈	鳥ノ隈爆笑クラブ	第1・3木曜日	9:30~11:30
	立野	立野ほほえみクラブ	第2・4水曜日	9:30~11:30
	田手村	田手村はつらつクラブ	第2・4木曜日	10:00~11:30
東脊振校区	吉田	吉田にこにこクラブ	第1・3水曜日	13:30~15:00
	横田	横田元気クラブ	第1・3水曜日	9:30~11:30
	永田ヶ里	永田ヶ里S K K	第2・4木曜日	9:30~11:30
	坂本	坂本いきいきクラブ	第1・3水曜日	10:00~11:30
	上石動	いきいき健康愛好会	第2・4火曜日	9:30~11:30
	大塚ヶ里	ルンルン健康クラブ	第1~4火曜日	9:30~11:30
	下三津西	下西ピンコロクラブ	第1・3金曜	9:30~11:30

在宅医療・介護連携推進事業

問 福祉課 高齢者包括支援係
☎37-0344 FAX53-1106

➡ 神崎市・吉野ヶ里町在宅医療介護連携マップ

吉野ヶ里町では、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、最期まで住み慣れた地域で自分らしく生活することができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供すること、医療機関と介護サービス事業所などの関係機関の連携を推進することを目的とし「在宅医療・介護連携推進事業」を実施しています。

その一環として、神崎市および吉野ヶ里町内の医療機関、介護サービス事業所をまとめた「神崎市・吉野ヶ里町在宅医療介護連携マップ」を作成し、町ホームページ、神崎市郡医師会ホームページに掲載しています。

障害者福祉

問 福祉課 障害者支援係
☎37-0343 FAX53-1106

在宅サービス、施設入所など、障害のある方の様々な施策を行います。

➡ 障害者手帳

障害者手帳(身体・療育・精神)について、紙型とカード型のいずれかを選べます。

※カード型の写真は、改ざん防止のため白黒写真となります。

※申請場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 福祉課

身体障害者手帳

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語障害、そしゃく、肢体(上肢・下肢・体幹)、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があるために日常生活に制限を受けている方で障害の程度が1級から6級の区分のいずれかに該当する方が対象です。また、手帳の交付には申請が必要です。

療育手帳

様々な原因によって脳に障害を受けたために、自己身の事柄の処理および社会生活への適応が困難な状態にある方が対象で、障害の程度によりA・Bの区分があります。また、手帳の交付には申請が必要です。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため日常生活や社会生活に制約がある方で、障害の程度により1級から3級の区分があります。また、手帳の交付には申請が必要です。

手当

名称	対象者
特別障害者手当	20歳以上で著しく重度の障害状態の方で常時特別の介護が必要な方(在宅者に限る)
障害児福祉手当	20歳未満で著しく重度の障害状態の方で常時特別の介護が必要な方(在宅者に限る)
特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある20歳未満の児童を養育する保護者(在宅者に限る)

➡ 特別障害者手当

手当額

月額 27,350円(令和3年度)

支給制限

- 1.本人が施設に入所している場合
- 2.病院に継続して3ヶ月以上入院するに至った場合
- 3.所得の制限

➡ 地域の通いの場(高齢者による自主活動クラブ)の創設支援

高齢者が身近な地域において気軽に参加できる交流の場を「通いの場」とし、自主的な健康づくりや生きがい活動を行う場を確保するとともに、高齢者の社会参加及び介護予防、地域における支え合い活動を支援しています。

	地区名	クラブ名	開催日	時間
三田川校区	萩原	萩健クラブ	第2・4水曜日	9:30~11:30
	乙ノ馬手・下藤	乙姫クラブ	第1・3月曜日	9:30~11:30
	上豆田	まめまめクラブ	第1・3火曜日	9:30~11:00
	目達原	メタバル健康クラブ	第1・3木曜日	13:30~15:00
	苔野	苔野元気クラブ	第2・4月曜日	9:30~11:30
	鳥ノ隈	鳥ノ隈爆笑クラブ	第1・3木曜日	9:30~11:30
	立野	立野ほほえみクラブ	第2・4水曜日	9:30~11:30
	田手村	田手村はつらつクラブ	第2・4木曜日	10:00~11:30
東脊振校区	吉田	吉田にこにこクラブ	第1・3水曜日	13:30~15:00
	横田	横田元気クラブ	第1・3水曜日	9:30~11:30
	永田ヶ里	永田ヶ里S K K	第2・4木曜日	9:30~11:30
	坂本	坂本いきいきクラブ	第1・3水曜日	10:00~11:30
	上石動	いきいき健康愛好会	第2・4火曜日	9:30~11:30
	大塚ヶ里	ルンルン健康クラブ	第1~4火曜日	9:30~11:30
	下三津西	下西ピンコロクラブ	第1・3金曜	9:30~11:30

在宅医療・介護連携推進事業

問 福祉課 高齢者包括支援係
☎37-0344 FAX53-1106

➡ 神崎市・吉野ヶ里町在宅医療介護連携マップ

吉野ヶ里町では、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、最期まで住み慣れた地域で自分らしく生活することができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供すること、医療機関と介護サービス事業所などの関係機関の連携を推進することを目的とし「在宅医療・介護連携推進事業」を実施しています。

その一環として、神崎市および吉野ヶ里町内の医療機関、介護サービス事業所をまとめた「神崎市・吉野ヶ里町在宅医療介護連携マップ」を作成し、町ホームページ、神崎市郡医師会ホームページに掲載しています。

障害者福祉

問 福祉課 障害者支援係
☎37-0343 FAX53-1106

在宅サービス、施設入所など、障害のある方の様々な施策を行います。

➡ 障害者手帳

障害者手帳(身体・療育・精神)について、紙型とカード型のいずれかを選べます。

※カード型の写真は、改ざん防止のため白黒写真となります。

※申請場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 福祉課

身体障害者手帳

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語障害、そしゃく、肢体(上肢・下肢・体幹)、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があるために日常生活に制限を受けている方で障害の程度が1級から6級の区分のいずれかに該当する方が対象です。また、手帳の交付には申請が必要です。

療育手帳

様々な原因によって脳に障害を受けたために、自己身の事柄の処理および社会生活への適応が困難な状態にある方が対象で、障害の程度によりA・Bの区分があります。また、手帳の交付には申請が必要です。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため日常生活や社会生活に制約がある方で、障害の程度により1級から3級の区分があります。また、手帳の交付には申請が必要です。

手当

名称	対象者
特別障害者手当	20歳以上で著しく重度の障害状態の方で常時特別の介護が必要な方(在宅者に限る)
障害児福祉手当	20歳未満で著しく重度の障害状態の方で常時特別の介護が必要な方(在宅者に限る)
特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある20歳未満の児童を養育する保護者(在宅者に限る)

➡ 特別障害者手当

手当額

月額 27,350円(令和3年度)

支給制限

- 1.本人が施設に入所している場合
- 2.病院に継続して3ヶ月以上入院するに至った場合
- 3.所得の制限

➡ 障害児福祉手当

手当額

月額 14,880円(令和3年度)

支給制限

- 1.本人が施設に入所している場合
- 2.児童が障害を支給事由とする公的な年金を受給している場合
- 3.所得の制限

➡ 特別児童扶養手当

手当額

1級(重度) 月額 52,500円
2級(中度) 月額 34,970円(令和3年度)

支給制限

- 1.児童が施設に入所している場合
- 2.児童が障害を支給事由とする公的な年金を受給している場合
- 3.所得の制限

医療費助成制度

☎ 福祉課 障害者支援係 ☎37-0343 FAX53-1106

➡ 重度心身障害者医療費助成

対象者

- 1.身体障害者手帳の1、2級をお持ちの方
- 2.療育手帳Aをお持ちの方
- 3.身体障害者手帳の3級と療育手帳のBを併せてお持ちの方

助成内容

医療保険適用分自己負担相当額を助成
(月額自己負担500円 食事療養費等保険外負担額は助成対象外)

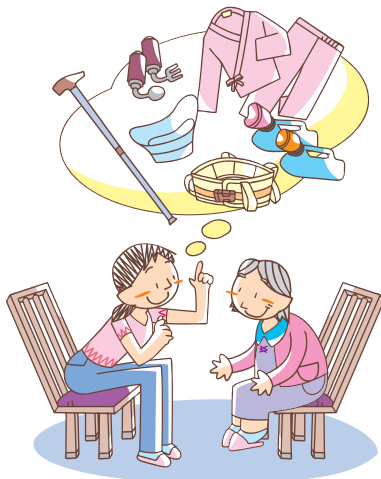
➡ 各種助成制度

補装具給付

身体障害者・障害児を対象に身体上の障害を補うため、車椅子等の補装具の交付・修理をします。原則、一割負担です(世帯の課税状況に応じて自己負担上限があります)。

日常生活用具の給付・貸与

身体障害者・障害児を対象に日常生活の利便性を図るための用具を給付・貸与します。世帯の所得税額に応じて自己負担があります。原則、一割負担です(世帯の課税状況に応じて自己負担上限があります)。



➡ 福祉タクシー利用券の交付

在宅の重度身体障害者(児)に対して、生活圏の拡大および社会参加の促進を図るため利用券を交付します。

対象

町内に住所を有し、かつ、在宅者であり、下記に該当する者

- 1.身体障害者手帳の1、2、3級をお持ちの方
- 2.療育手帳Aをお持ちの方
- 3.精神障害者保健福祉手帳の1、2級をお持ちの方
- 4.その他町長が特に必要と認める者

助成内容

年間24枚を交付(1回の基本料金を限度)

➡ 更生医療給付

身体障害者を対象に日常生活能力、社会生活能力、職業生活能力の回復または向上、もしくは獲得させることを目的とした医療を指定医療機関で受けられます(医療を受ける前に申請が必要です)。なお、自己負担は、原則一割負担ですが、世帯の所得状況等に応じて自己負担上限があります。

